

令和8年3月13日

第3回輸送交通専門委員会 決定

青の煌めきあおもり国スポ七戸町剣道競技会場管理運営要項

1 趣旨

この要項は、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」の七戸町剣道競技会場（以下「剣道競技会場」という。）における会場秩序の保持及び円滑な管理運営を図るため、剣道競技会場に入場し、又は入場しようとするすべての者（以下「入場者等」という。）が遵守すべき事項を定めるものとする。

2 定義

この要項における剣道競技会場とは、青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が使用する競技会場、練習会場及び関連施設（休憩所、通路、売店、駐車場、おもてなしのために実行委員会が使用するエリア等の施設を含む。）をいう。

3 管理運営者

この要項に基づく剣道競技会場の管理運営者は、青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会会長（以下「会長」という。）とする。

4 業務の処理

この要項に基づく業務の処理は青の煌めきあおもり国スポ七戸町実施本部係員及び事務局（以下「職員」という。）が行う。

5 持込禁止物

入場者等は、剣道競技会場に次に掲げる物（模造品、類似品を含む。）を持ち込んではいない。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 銃砲類、エアソフトガン、モデルガンその他の銃器及び銃器と誤認させるもの（銃砲の威力のない銃器を含む）
- (2) 刀剣類、包丁、ナイフ、カミソリ、針、ハサミ、缶切その他の鋭利な物
- (3) 毒物、劇物その他の有害物質
- (4) 爆発物、発煙筒、爆竹、花火、ガスホーン、火薬、照明弾、催涙スプレー、油類その他の可燃性の危険物
- (5) スタンガン、石、弓矢、スリングショット、吹矢、木材、木刀、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーンその他の凶器として使用されるおそれのある物
- (6) 掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、アドバルーン、風船、ゼッケン、プラカード、文書、図書、図画、印刷物、レーザーポインター、サーチライトその他の剣道競技会運営に支障を及ぼすおそれのある物
- (7) 塗料類（ペンキ類）
- (8) キックボード、スティックボード、スケートボード、ローラースケート、ローラー付きシューズ、ラジコンその他の通行に危険を及ぼすおそれのある物
- (9) 無線通信機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット、小型ラジオ等を除く。）
- (10) ドローン、カメラ内蔵型マルチヘリコプター、ラジコンヘリコプターその他の遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができる無人航空機
- (11) 動物類（盲導犬、聴導犬、介助犬等身体障害者の補助の用に供する目的で訓練された犬を除く。）
- (12) その他入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある物

6 前項各号に掲げる物のほか、第9項第2号の入場制限を実施する場合、次の各号に掲げる物を持ち込んではいない。該当する物は預かり所にて一時預かることとする。ただし、

会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 酒類
- (2) 水筒、ペットボトル
- (3) ドライアイス
- (4) ボール類、ブーメランなどの投てき用遊具のほか、ビン類、缶類(スプレー缶を含む。)、凍結物その他の投てき、破裂等により他人に危害を与えるおそれのある物
- (5) ホイッスル、拡声器、楽器、ラジオカセット、スピーカーその他の大きな音が出る物
- (6) クーラーボックス、旅行用カバンその他のスタンド通路の通行に支障を及ぼすおそれのある大型又は大量の荷物
- (7) その他競技会の運営若しくは進行を妨げ、又はそのおそれのある物

7 禁止行為

入場者等は剣道競技会場において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

- (1) 立入りを制限又は禁止された場所に正当な理由なく立入ること。
- (2) 競技場、観客席等へ物を投げ入れ、又は発射すること。
- (3) 機器を使用し、むやみに大音量を発すること。
- (4) 施設、器物、装置を汚損若しくは破壊し、又はみだりに操作を行うこと。
- (5) 入場者等を脅迫、威圧、侮辱、挑発し、若しくは入場者等に面会を強要し、又は入場者等の通行の妨害となる行為をすること。
- (6) 抗議集会、デモ等会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。
- (7) 所定の場所以外の場所で喫煙し、又はごみその他の汚物を廃棄すること。
- (8) アルコール、薬物その他の物質により酩酊した状態で入場し、又は入場しようとする
- (9) 実行委員会が発行する駐車許可証の掲示が必要な場所において、掲示することなく自動車を乗り入れ、又は所定の場所以外の場所に駐車すること。
- (10) 所定の場所以外の場所へ自転車若しくは二輪車を乗り入れ、又は所定の場所以外の場所に駐輪すること。
- (11) たき火、電熱器、ガスその他これに類する火気を使用すること。
- (12) テント、小屋掛けその他工作物を設けること。
- (13) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
- (14) 文書、図書、図面、印刷物その他の物を配布し、又は掲出すること。
- (15) 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会又は喧噪にわたる行為をすること。
- (16) 本人名義以外のIDカード等を使用して入場管理エリアに入る目的でIDカード等を所持し、または入場しようとする
- (17) 施設又は設備に施された錠、封印、テープ等を損壊し、開封し、又は改変すること。
- (18) 剣道競技会場の上空において、ドローン等を飛行させること。
- (19) その他剣道競技会場における秩序の保持と競技会の円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (20) 式典を行う会場内で傘を使用すること。
- (21) 他の入場者の迷惑になる、又はそのおそれのある撮影を行うこと。
- (22) 退場が規制されている時間に当該規制の対象の場所から許可なく退場すること。

8 その他の遵守事項

入場者等は、剣道競技会場において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) IDカード等を所持する者は、IDカード等を明確に見える場所に着用し、職員又は実行委員会の委託した者から提示を求められたときは、これに応じること。
- (2) マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳又はパスポート等写真付きの身分証明書その他の本人であることを確認できるものを携帯し、職員又は実行委員会の委託した

者から提示を求められたときは、これに応じること。

(3) 職員の指示、案内、誘導等に従い行動すること。

(4) 職員又は実行委員会の委託した者が手荷物、所持品等の検査を行うときは、これに応じること。

(5) 指定された場所において観覧し、職員から席の移動を求められたときは、これに従うこと。

9 入場の制限等

(1) 会長は、この要項に違反した者又は職員の指示に従わない者に対して、剣道競技会場への入場を拒み、又は退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。

(2) 会長は、競技会の安全な運営のために必要と認められるときは、剣道競技会場への入場制限を実施することができる。

10 その他

この要項に定めるもののほか、剣道競技会場の管理運営について必要な事項は、別に定める。